

令和6年度市民活動支援組織機能強化支援事業 委託仕様書（案）

1. 委託事業名

令和6年度市民活動支援組織機能強化支援事業

2. 事業の目的

県では、県内NPOの資質向上のため、自団体の資質向上や他団体との連携に意欲的なNPO、及び市民活動支援センター、市町村、及び他の団体が実施するNPO活動に対し支援活動を行うNPO法人等（以下、市民活動支援組織という。）に対し、研修等を実施し、市民活動支援組織等の機能強化と併せて、他団体の支援を行うことができる中間支援組織を育成する。

※中間支援組織：地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織とする（2002年内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査」抜粋）

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月20日（木）まで

4. 委託事業の内容

令和5年度市民活動支援組織機能強化支援事業において実施した県内NPO法人等に対するアンケート調査（以下「アンケート調査結果」という。）の結果判明した、県内NPOが抱える課題を解決するための研修の企画及び実施と、県内NPOの課題解決を支援する中間支援組織の育成のための事業の企画及び実施を行う。

（1）県内NPOの課題解決のための研修の企画及び実施

①内容

アンケート調査の結果判明した、県内NPO法人等が抱える組織運営上の課題について、具体的に解決、若しくは対応するための研修を企画し、実施すること。課題については以下の3項目から2項目以上を選定すること

＜県内NPO法人が抱える運営上の課題＞

- 1 人材の確保や教育、後継者不足
- 2 組織の事業運営力の向上
- 3 外部の人脈、ネットワークの拡大

②対象者

県内で活動するNPO（NPO法人、ボランティア団体等任意団体）及び市民活動支援組織

③実施方法

NPOが課題解決に取り組むための具体的な解決策、若しくは対応策について実践的に学ぶ研修を、少なくとも2回以上開催すること。なお、（2）中間支援組織育成のための事業の一部として実施することも可とする。

なお、研修の規模、開催方法、研修内容、資料については事前に委託者と打合せを行い、遅くとも開催2週間前までに委託者に書面で提出し、了解を得ること

（2）中間支援組織育成のための事業の企画及び実施

①内容

アンケート調査の結果判明した、県内NPOが市民活動支援組織に相談したいことについて、対応できる中間支援組織の育成のための事業を企画し、実施すること。対応する項目については以下の3項目から1項目以上選択すること

＜市民活動支援組織に相談したいこと＞

- 1 専門家や団体、企業、行政間の協働・連携事業のコーディネート
- 2 ボランティアと活動団体の仲介

3 団体への伴走支援

なお、事業企画については複数年度にわたる企画案の提出も可とするが、年度ごとに事業内容が完結する独立した計画とすること、計画期間は4年間以内とすることとし、今年度事業が採用された場合も、来年度以降の事業実施を確約するものではないことに留意すること

②対象者

県内で活動する市民活動支援組織及びNPO（NPO法人、ボランティア団体等任意団体）
ただし、新たな団体の設立を目的とする場合は、県内で活動する個人も可とする。

③実施方法

実施方法については、研修の実施、ワークショップの開催など委託者の提案する方法による。

なお、実施方法、対象者、実施内容、スケジュール等については事前に委託者と打合せを行い、遅くとも事業開始の2週間前までに委託者に書面で提出し、了解を得ること。

また、事業開始後に実施方法、実施内容、スケジュール等を変更する場合には、委託者に変更内容について書面で提出し、了解を得ること。

5. 事業実施状況の把握、事業効果の確認、委託者への報告等

(1) 事業実施状況の把握

① 4（1）の各研修の実施後、2週間以内に実施結果を書面にて報告すること。

② 4（2）の事業については、実施状況を活動日報として整備すること。

③ 上記によらず委託業務の履行状況について報告を求められた場合は、委託者が定める方法により速やかに報告をすること。

(2) 事業効果の確認について

成果（アウトカム）を客観的に確認できる指標を設定し、委託業務の実施後に成果に関する指標と結果について書面で委託者に報告すること。

なお、4（1）と4（2）について、指標はそれぞれ個別に設定すること。

6. 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・直近2年以内に、NPOを対象とした研修の実績があること
- ・当該事業における担当者を定め、委託者及び研修受講者等関係者からの問合せに対応できること

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う事業を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。

ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる事業については、委託者と協議のうえ、事業の一部を再委託することができるものとする。

なお、再委託に際し問題が生じた場合、その責は受託者が負うものとする。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、実施スケジュール（作業工程）を具体的に設定するとともに、委託者である県と十分に協議し、連絡調整を図りながら実施すること。

また、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守すること

(4) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく事業上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言してはならない。

(5) 知的財産権の取扱

この事業により生じた著作権等の知的財産権は委託者に帰属する。

(6) 成果品の帰属

成果品の所有権は、原則すべて委託者に帰属するものとする。

ただし、茨城県の共助社会づくりの推進に資することを目的に当該事業の成果物を使用する場合、委託者は受託者に対し、個人情報を含まない範囲で成果物の利用を認めることができるものとする。

(7) 疑義

その他本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。

7. 事業執行体制

委託事業を実施するため、事業責任者及び担当者を各1名配置し、委託者である県と十分に協議し、連絡調整を図ることができる体制を構築すること

8. 留意事項

業務の実施にあたっては、委託者である県と十分に協議し、連絡調整を図りながら行うこと